

令和 7 年 9 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 5 3 号	令和 7 年度珠洲市一般会計補正予算（第 3 号）		
議案第 5 4 号	令和 7 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 5 5 号	令和 7 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 5 6 号	令和 7 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 5 7 号	令和 7 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 5 8 号	令和 7 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 5 9 号	珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	-----	1
議案第 6 0 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	-----	3
議案第 6 1 号	珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	-----	7
議案第 6 2 号	珠洲市水道事業給水条例及び珠洲市公共下水道条例の一部を改正する条例について	-----	9
議案第 6 3 号	珠洲市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例を廃止する条例について	-----	1 1
議案第 6 4 号	珠洲市水環境向上促進助成金交付条例の一部を改正する条例について	-----	1 2
議案第 6 5 号	財産の取得について	-----	1 3
議案第 6 6 号	珠洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-----	1 4
議案第 6 7 号	珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-----	1 5

議案第 59 号

珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年珠洲市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙におけ

る選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由 公職選挙法施行令の一部改正に準じて、珠洲市議会議員及び珠洲市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもの。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 19 条中「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第

1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条第 1 項及び第 2 項中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 22 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 15 条の 3 第 1 項」を「第 15 条の 4 第 1 項」に改める。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年珠洲市条例第2号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年珠洲市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第 17 条の 3 中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）」を「育児休業法」に改める。

第 19 条中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 3 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由 部分休業の取得方法を多様化することに加え、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、所要となる規定を改正するもの。

議案第 6 1 号

珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年珠洲市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

珠洲市保健福祉活動施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条第 1 項中「珠洲市民ふれあいの里（以下「市民ふれあいの里」を「珠洲市保健福祉活動施設（以下「保健福祉活動施設」に改め、同条第 2 項中「市民ふれあいの里」を「保健福祉活動施設」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（3） 珠洲ささえ愛センター

第 2 条から第 4 条までの規定中「市民ふれあいの里」を「保健福祉活動施設」に改める。

第 5 条中「市民ふれあいの里の施設を構成する各施設」を「保健福祉活動施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

位置	施設の名称	事業内容
珠洲市上戸町北方 に字 3 4 番地、珠洲 市上戸町北方七字 7 8 番地	健康増進センター	(1) 保健事業の推進 (2) 社会福祉事業の推進 (3) 高年齢者等の職業の安定その他 福祉の増進 (4) その他市長が認める福祉事業
珠洲市飯田町 5 部 9 番地	いきがい活動センター	知的障害及び精神障害にある者の授産 に必要な知識及び技術取得の支援
珠洲市飯田町 1 0 部 6 0 番地 1、珠洲 市飯田町 1 0 部 6 0 番地 2	珠洲ささえ愛センター	(1) 被災者見守り・生活再建の相談支 援事業 (2) 地域交流促進事業 (3) その他市長が認める福祉事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、健康増進センターの位置に関する規定は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前において行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前の珠洲市民ふれあいの里の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定により使用の許可を受けている場合は、なお従前の例による。

提案理由 「珠洲ささえ愛センター」の新設及び「健康増進センター」の機能移転に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 6 2 号

珠洲市水道事業給水条例及び珠洲市公共下水道条例の一部を改正する条例について

珠洲市水道事業給水条例及び珠洲市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市水道事業給水条例及び珠洲市公共下水道条例の一部を改正する条例

(珠洲市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市水道事業給水条例（昭和 3 8 年珠洲市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(珠洲市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 珠洲市公共下水道条例（平成 2 年珠洲市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の設計及び工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、給水装置及び排水設備等の工事の適正な実施並びに早期復旧を図るため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 6 3 号

珠洲市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例を廃止する条例について

珠洲市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例を廃止する条例

珠洲市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例（平成 2 8 年珠洲市条例第 2 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 珠洲市特定環境保全公共下水道を廃止したことから、条例を廃止するもの。

議案第 6 4 号

珠洲市水環境向上促進助成金交付条例の一部を改正する条例について

珠洲市水環境向上促進助成金交付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市水環境向上促進助成金交付条例の一部を改正する条例

珠洲市水環境向上促進助成金交付条例（平成 2 2 年珠洲市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- (4) 前号に該当する者で、出生の日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者と同居する者がその世帯における排水設備工事を行う場合は、前号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 当該工事費が 5 0 万円以上 1 0 万円

イ 当該工事費が 5 0 万円未満 当該工事費に 5 分の 1 を乗じて得た額。ただし、その額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由 排水設備工事に係る助成金制度を一元化するため、子育て世帯に対する助成金について条例で規定するもの。

議案第 6 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年珠洲市条例第 2 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---------|
| 1 | 取得する財産 | 児童生徒用 1 人 1 台端末(ChromeBook) | 4 4 2 台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 | 契約の金額 | 2 2 , 8 5 1 , 4 0 0 円 | |
| | | 〔 内 取引に係る消費税
及び地方消費税の額 2 , 0 7 7 , 4 0 0 円 〕 | |
| 4 | 契約の相手方 | 金沢市玉川町 1 番 5 号
三谷産業 株式会社 情報システム事業部
執行役員事業部長 木村 太一 | |

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第 66 号

珠洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

珠洲市固定資産評価審査委員会委員 岩坂敦子は、令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

選任すべき委員

珠洲市正院町小路 14 部 13 番地

岩 坂 敦 子

昭和 30 年 11 月 3 日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第 6 7 号

珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

珠洲市教育委員会委員 大句哲正は、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命すべき委員

珠洲市正院町川尻 2 部 6 番地 1

大 句 哲 正

昭和 2 9 年 6 月 2 0 日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕